

# 防府市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱

平成25年1月1日制定

## (設置)

第1条 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、安心した生活が送れるよう、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」第16条の規定に基づき、関係機関との連携協力体制を図るため、防府市高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 ネットワーク会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待防止に関わる関係団体等相互の情報交換、連携及び協力に関すること。
- (2) 高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策の強化に関すること。
- (3) 高齢者虐待に関する相談体制の充実に関すること。
- (4) その他、高齢者虐待防止に関して必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる関係機関・関係団体の長、若しくはその長が指定する者又は市長が指名する者（以下「委員」という。）をもって組織し、その委員の員数は20名以内とする。

## (会長)

第4条 ネットワーク会議に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (運営)

第5条 ネットワーク会議は、必要に応じて会長が招集し、その議事を主宰する。

- 2 ネットワーク会議は、必要に応じて関係機関・関係団体等に対し、資料又は情報の提供、意見陳述その他必要な協力を求めることがで

きる。

(個別ケース検討会議)

第6条 個別の虐待事例に対する援助方針を協議するため、ネットワーク会議に個別ケース検討会議を置く。

2 個別ケース検討会議は、高齢者虐待に関する相談及び通報があった際、必要に応じて高齢福祉課長が、別表に掲げる関係機関・関係団体等から委員を招集し、その議事を主宰する。

3 個別ケース検討会議は、高齢者虐待への早期対応を図るため、これに必要な情報交換や支援の役割分担、その対応等について協議する。

(任期)

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第8条 ネットワーク会議の委員及び会議に出席した関係職種は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公開及び非公開)

第9条 ネットワーク会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を扱う場合は、会長の判断により非公開とすることができる。

2 個別ケース検討会議は、非公開とする。

(庶務)

第10条 ネットワーク会議の庶務は、高齢福祉課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条第2項関係）

区分	関係機関・関係団体
福祉関係	防府市社会福祉協議会
	防府市民生委員児童委員協議会
	山口県社会福祉士会
	防府人権擁護委員協議会
	防府市老人クラブ連合会
自治会関係	防府市自治会連合会
医療関係	防府医師会
司法関係	山口県弁護士会
介護事業者関係	介護保険施設（特別養護老人ホーム）
	通所介護事業所
	防府市ホームヘルパー連絡協議会
	防府介護支援専門員協会
警察関係	防府警察署
消防関係	防府市消防本部
認知症家族会	防府市認知症を支える家族の会
行政関係	社会福祉課